

枚方市住工共生環境対策支援事業補助金 (募集案内)

R 5. 8 改定

1. 制度の概要

本市において「騒音・振動・臭気」(以下「騒音等」という。)を低減する設備の導入等を行う中小企業者に対し、補助金を交付することにより、企業の操業環境を維持し、周辺住民との良好な関係を築き、既存企業の定着を促進することを目的としております。

2. 対象者

- (1) 主として製造業(日本標準産業分類)を営む中小企業者であること
- (2) 本市の工業専用地域、工業地域、準工業地域で工場等を操業していること
- (3) 事業完了後、周辺住民の生活環境の保全等の配慮が図られる見込みであること。
- (4) 関係法令を遵守していること。
- (5) 市税を滞納していないこと

※「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定する中小企業です。製造業の場合は、①資本金の額または出資の総額が3億円以下、もしくは②常時使用する従業員の数が300人以下のいずれかを満たすこと。

※「工場等」とは、製品の製造、加工又は組立てを行う施設及び技術開発、製品開発又は商品開発を行う施設です。

3. 対象事業

周辺住民の生活環境の保全等を図ることを目的に、騒音、振動又は臭気を防止若しくは軽減する設備を新規購入若しくは改修又は建物の改修等を行う事業

4. 対象経費

3. 対象事業に係る経費のうち工事費、備品購入費、騒音等の測定に係る調査費

※中古品・リースは除きます。

5. 補助金額

対象経費の2分の1(千円未満の端数切り捨て・上限は500万円)

他の団体等が実施する同様の補助制度等を利用される場合にあつては、当該補助制度等により交付を受けた金額を差し引いた額になります。

6. その他

予算額に達した場合は、終了となりますのでご注意ください。

申込み・問い合わせ先

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1-20
枚方市役所 観光にぎわい部 商工振興課
Tel 072-841-1325 (ダイヤルイン) Fax 072-841-1278
Mail shokou@city.hirakata.osaka.jp
ホームページアドレス
<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000017649.html>

手続きについては裏面をご覧ください。

1. 補助金交付に至る流れ

★設備等の導入計画時

交付申請書提出

事業着手前（工事着工前・購入前）に、申請書（様式1）に後述の書類を添付して提出する必要がありますので、必ず事前にご相談ください。

※交付決定前に事業着手された場合は、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

交付決定

審査し、適当であると認めたときは、交付決定通知書を送付します。

※事業内容の変更等

交付決定の通知を受けた後、事業を中止、又は変更しようとするときは、軽微な変更を除き、遅滞なく、変更（中止）承認申請書（様式4）を提出してください。

★設備等の導入完了時

事業完了報告書提出

事業完了後、速やかに、完了報告書（様式6）に後述の書類を添付して提出してください。

交付確定

審査し、適当であると認められる場合に、交付確定通知書を送付します。

請求書提出

交付確定の通知を受けた後、請求書（様式8）を提出してください。

支払処理

口座振替等により補助金の支払いを行います。

2. 添付書類等

★設備等の導入計画時

- ◇ 申請書（様式1）
- ◇ 事業概要書（様式2）
- ◇ 住民票抄本又は法人登記簿謄本
- ◇ 会社経歴書（会社案内）
- ◇ 事業に係る見積書及びその内訳書の写し
- ◇ 購入する設備の規格等がわかるパンフレット等（設備を購入する場合）
- ◇ 交付対象事業の内容がわかる図面、現況写真等
- ◇ 設備を設置する建物及び土地の登記事項証明書（自己所有の建物又は土地に設備を導入する場合）
- ◇ 改修する設備を設置する建物及び土地の登記事項証明書（自己所有の建物又は土地に設置する設備を改修する場合）
- ◇ 改修する建物又は設備の賃貸借契約書の写し（自己所有でない建物又は設備を改修する場合）
- ◇ 事業について当該建物又は設備等の所有者の承諾書（自己所有でない建物又は設備を改修する場合）
- ◇ 市税の滞納無証明書
- ◇ 個人にあつては直近1期分の確定申告書（写）、法人にあつては直近1期分の決算書
- ◇ その他市長が必要と認める書類

★設備等の導入完了時

- ◇ 完了報告書（様式6）
- ◇ 事業に係る領収書及びその内訳書の写し
- ◇ 設備の導入等が確認できる図面、現況写真等
- ◇ 事業実施後の騒音、振動又は悪臭の測定の結果を証する書類の写し
- ◇ 個人にあつては直近1期分の確定申告書（写）、法人にあつては直近1期分の決算書（交付申請時と同様の場合提出不要）
- ◇ その他市長が必要と認める書類

3. その他

違反又は偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認める場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、期限を定めてそれに相当する金額の返還を命ずることがあります。